

平成16年4月1日施行の富士見市自治基本条例は、第28条「条例の見直し」において、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに見直しを実施することが規定されている。平成30年度に行われた前回の見直しから4年が経過する今年度に見直しの検討を進めた。

見直し検討は、市民参加及び協働のまちづくりを推進する組織として設置した、①富士見市市民参加及び協働推進委員会（市民構成の組織）、②富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（職員構成の組織）で進めた。

1. 各委員会の見解

(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会

令和4年11月22日に「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」が提出された。条例については、市民主体のまちづくりを進めるうえで必要な基本事項が規定されており、また、規則等への委任等、社会情勢の変化にも柔軟な対応も可能とされていることから、現時点における改正の必要はないが、条例の各条項の考え方等、その趣旨を広く理解していただくことが重要であることから、過去の経緯も含め、解説のよりわかりやすい修正を検討してほしいとの結論に至っている。

(2) 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

令和4年11月28日に「富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書」が提出された。条例については、市民主体のまちづくりを進めるうえで必要な基本的事項が規定されており、また社会情勢の変化等にも対応が可能な条例とされていることから、改正の必要はないが、条例の基本理念や趣旨をわかりやすく周知する観点から、解説については適宜修正の必要性があることを報告している。

2. 市の見解

各委員会における条例見直しの検討に対する見解を尊重し、条例は現行のとおりとする。

ただし、条例の基本理念や趣旨をわかりやすく周知する観点から、解説については表現の修正や市の取組事例の追加等を必要に応じて行っていきたいと考える。

今後も、市民の持つ様々な技術や能力をまちづくりに活かし、市民の意思が市政に反映されるよう、市政情報の発信方法等の工夫や市民参加機会の拡充、協働の推進に努め、豊かな自治の実現を推進してまいりたい。

令和4年12月15日
富士見市長 星野光弘